

3 0 循 環 号 外
平成 3 0 年 5 月 3 1 日

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会会長 様

愛知県環境部資源循環推進課長
(公 印 省 略)

「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」の改正に係る
周知リーフレットについて（送付）

日頃から、産業廃棄物の適正処理推進に御尽力、御協力をいただきありがとうございます。

さて、本県では、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の改正（平成 30 年 3 月 27 日公布、平成 30 年 10 月 1 日施行）により、県内産業廃棄物の処理を委託した事業者による実地確認の規定が強化（確認を怠った者に対する勧告・公表規定の追加等）されたことから、別添のとおり周知リーフレットを作成しました。

つきましては、貴団体の各会員への周知について御配慮くださるようお願いいたします。

担 当 廃棄物監視指導室
監視グループ（荒木）
電 話 052-954-6238
電子メール junkan@pref.aichi.lg.jp